



高齢者バス・タクシー利用助成

市内を運行する路線バスとタクシーで使用できる助成券を交付

バス・タクシーを利用する際の乗車料金の負担を軽減するため、利用助成券を交付します。

交付の対象となる人

市に住民登録があり、すその一が運行していない以下の地区に住んでいて、昭和26年4月1日までに生まれた人

| | | | |
|-----|------|-------|--------|
| 桃園区 | 矢崎区 | 公文名4区 | 峰下市の瀬区 |
| 和泉区 | 上城区 | 公文名5区 | 深良新田区 |
| 麦塚区 | 呼子区 | 御宿新田区 | 今里上区 |
| 千福区 | 金沢区 | 田場沢区 | 下和田区 |
| 中里区 | トヨタ区 | 上ヶ田区 | 森脇団地区 |
| 今里区 | 御宿台区 | 千福が丘区 | 須山地区全域 |

利用可能な事業者と乗降可能場所

事業者▶富士急シティバス、富士急モビリティ

▶安全タクシー、ミツワタクシー

乗降可能場所／事業者が運行する路線バス・タクシーで、乗降のどちらかが市内であること。

※高速バスでは使用できません。

利用助成

助成額▶1人1回の乗車につき200円まで

交付枚数▶1人につき100円券を20枚

有効期限▶令和4年3月31日(木)まで

利用方法▶現金で運賃を払うときに本人確認のできるものを提示し、助成券を提出してください。

申請

時 9時～12時・13時～17時（平日のみ）

所 市役所3階みらい政策課または各支所

持 本人確認のできるもの

◀1つでよいもの▶マイナンバーカード、パスポート、自動車運転免許証など

◀2つ必要なもの▶

健康保険等被保険者証、年金手帳、診察券など

他 代理の人が申請する場合には、対象者と代理の人の本人確認のできるものがが必要です。

☎みらい政策課 995-1804



経済センサスー活動調査を実施します

企業を対象に6/1(火)を基準日として実施

経済センサスー活動調査は、日本の全産業分野における事業所と企業の経済活動の状態を明らかにするために行われます。

調査対象

○全ての事業所と企業

※農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所及び国、地方公共団体の事業所を除く。

調査項目

基礎項目／名称と電話番号、所在地、経営組織、従業員数、主な事業の内容など

経理項目／資本金等の額、外国資本比率、売上（収入）金額、費用総額、費用項目など

調査スケジュール

○単独事業所、新設された事業所など（資本金1億円以上などを除く）

調査書類の配布

時 5月20日(木)～31日(月)

他 調査員証を携帯した調査員が、調査書類の配布に伺います。

インターネットか郵送による回答

時 5月20日(木)～6月8日(火)

他 回答はインターネットか郵送でお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査員による調査書類の回収は、原則行いません。

○支所などがある企業、資本金1億円以上などの単独事業所

3月までに国から郵送された事前確認票の回答結果に基づき、5月中に国が委託した民間事業者から、インターネット回答用IDまたは調査票が郵送されます。調査員は訪問しません。

☎みらい政策課 995-1804